

# 遺言書

文例（下書き用・本文は必ず手書きしてください）

※ この用紙は下書き用の文例です。自筆証書遺言は、遺言者がその全文・日付・氏名を自書し、印を押さなければ効力が生じません（民法968条1項）。印刷したこの用紙に署名・押印しても遺言にはなりません。

----- ここから下を書き写す -----

遺言者 山田 太郎 は、この遺言書により次のとおり遺言する。

## 第1条

遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻 山田 花子（1962年5月3日生）に相続させる。

## 第2条

遺言者の死亡以前に妻 山田 花子が死亡していたときは、前条により同人に相続させるとした財産を、次のとおり相続させる。

- 長男 山田 一郎（1988年7月12日生）に2分の1
- 長女 佐藤 明子（1991年3月8日生）に2分の1

## 第3条

遺言者は、この遺言の遺言執行者として妻 山田 花子を指定する。ただし、同人が遺言者の死亡以前に死亡していたときは、長男 山田 一郎を指定する。

2 遺言執行者は、この遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有する。

## 付言事項

長年にわたり家庭を支えてくれた妻が、今後も安心して自宅で暮らせるようにと考え、このような内容にしました。子どもたちには、母を支えてくれるようお願いします。

年 月 日

遺言者 住所

氏名

印

----- ここまで -----

※ 付言事項に法的な効力はありませんが、配分の理由を残しておくことで相続人の納得が得られやすくなります。配偶者以外の相続人には遺留分（兄弟姉妹を除く）があり、この文例のように全財産を1人に渡す内容では、遺留分侵害額の請求を受ける可能性があります。心配な場合は専門家に相談してください。